

引越トラブルにご注意！

(独)国民生活センターより

全国の消費生活センター等には引越トラブルに関する相談が寄せられており、新生活を迎える3月から4月に増加する傾向があります。



事例

- 引越事業者が養生せず荷物を運び出したため、廊下や階段のクロス、床やドアに多数の傷が入った。担当者は覚えがないと言う。
- オンライン上で見積りを取り契約したが、荷物がトラックに乗りきれず積み残された。
- 複数の引越事業者から見積りを取った際、段ボールを置いていった事業者がいた。その事業者と契約しなかったところ、段ボールをこちらの費用負担で返送するよう言われた。

アドバイス

- 引越の見積りは依頼内容や自分に合った方法で依頼しましょう。
- 引越事業者から渡される約款や見積書等の関係書類をしっかりと読み、疑問点や不明な点は必ず事前に確認するようにしましょう。
- 契約締結前に段ボール等の資材の提供を受ける際はその取扱いを確認しましょう。
- 傷や故障のトラブルに備えて、引越前後の状況を記録しておきましょう。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、消費生活センターに相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

